

岐阜市包括外部監査報告書

平成12年度

岐阜市包括外部監査人

所 直 好

平成12年度包括外部監査の結果報告書

(外部監査対象)

保 育 所
幼 稚 園
学 校 給 食

目 次

	頁
第1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
(1) 外部監査対象	1
(2) 外部監査対象期間	1
3. 事件（テーマ）を選定した理由	1
4. 外部監査の方法	1
(1) 監査の要点	1
(2) 主な監査手続	2
5. 外部監査の実施期間	2
第2 外部監査の結果	3
〔保育所〕	
1. 概要	3
(1) 岐阜市における育児の状況	3
(2) 保育所と幼稚園の違い	3
(3) 保育所の概要	4
2. 決算の推移	6
3. 監査手続実施結果	7
(1) 収入事務	7
(2) 支出事務	7
(3) 私立とのコストの比較	8
(4) 民営化した場合のコスト節減額	9
(5) 私立とのサービスの比較	9
(6) 民営化について	10
〔幼稚園〕	
1. 概要	11
(1) 幼稚園の概要	11
2. 決算の推移	12
3. 監査手続実施結果	13
(1) 収入事務	13
(2) 支出事務	13
(3) 私立とのコスト等の比較	13
(4) 他市とのコストの比較	15
(5) 園児数の減少	15
(6) 市立幼稚園の独自性	16
(7) 市立幼稚園のあり方について	16

[学校給食]

1. 概要	17
(1) 岐阜市の学校給食の現状	17
(2) 財団法人岐阜市学校給食会	17
2. 監査手続実施結果	19
(1) 支出事務	19
(2) 運営コストの比較	19
(3) サービスの比較	20
(4) 民間委託、嘱託のプラス面	20
(5) 学校給食のあり方について	21
第3 利害関係	22

(注) 報告書に記載の表の合計は、端数処理の関係で一致しない場合がある。

包括外部監査の結果報告書

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

(1) 外部監査対象

保育所、幼稚園の運営および学校給食業務について

(2) 外部監査対象期間

平成11年度

3. 事件（テーマ）を選定した理由

地方行革において、効率化、官民コスト比較から保育所の民営化の動きがある。岐阜市においても事務事業の見直しと行政のスリム化に努めており、保育所の民営化が計画されている。幼稚園についても公立、私立の役割と市立幼稚園のあり方が検討されている。また、学校給食業務も嘱託職員の活用、自校調理方式から給食センター方式への転換、あるいは民間活力の導入の検討が行われてきている。

このため、市の財政負担を考慮し、民営化等による効率的運営が可能かどうかをコストおよびサービスの両面から調査する必要があると判断し、監査テーマとして選定した。

4. 外部監査の方法

(1) 監査の要点

(保育所・幼稚園)

- ・公立と私立の運営コスト格差とその主な要因。
- ・公立と私立と比較して、サービスに差はないか。
- ・他市の公立と比較して、コストおよびサービスの状況はどうか。

(学校給食)

- ・自校調理方式（市職員による調理）、自校調理方式（民間業者への委託調理）および給食センター方式の運営コスト格差とその主な要因。
- ・3方式によるサービスに差はないか。

- ・自校調理方式（市職員による調理）について、市職員による場合と嘱託職員による場合のコストの状況はどうか。

（２）主な監査手続

（保育所・幼稚園）

- ・諸規程に基づいて事務処理が円滑かつ効率的に行われていることを確かめる。
- ・保育料等の収入について、収入事務の内部統制の状況について検討するとともに現金収納事務処理が適切に行われていることを確かめる。
- ・一定金額以上の支出について証拠資料と照合し、関係帳簿への記載の妥当性を確かめるとともに妥当な金額が支出されていることを確かめる。
- ・私立とのコストおよびサービスを比較検討する。
- ・民営化した場合のコスト節減額算出資料の妥当性を検討する。
- ・民営化によるサービス低下の問題がないか質問等により検討する。
- ・他市とのコストおよびサービスを比較検討する。

（学校給食）

- ・諸規程に基づいて事務処理が円滑かつ効率的に行われていることを確かめる。
- ・一定金額以上の支出について証拠資料と照合し、関係帳簿への記載の妥当性を確かめるとともに妥当な金額が支出されていることを確かめる。
- ・自校調理方式（市職員による調理）、自校調理方式（民間業者への委託調理）および給食センター方式の運営コストを比較検討する。
- ・3方式によるサービスを比較する。
- ・自校調理方式（市職員による調理）について、市職員による場合と嘱託職員による場合のコストを比較検討する。

5. 外部監査の実施期間

平成12年9月18日から平成13年1月24日まで

第2 外部監査の結果

〔保育所〕

1. 概要

(1) 岐阜市における育児の状況

(単位：人)

区 分	3才未満	3才以上	合 計
就学前児童数	11,693	11,650	23,343
保育所	1,060	3,102	4,162
幼稚園	—	7,690	7,690

(注) 平成12年4月1日現在の岐阜市内の児童数。

(岐阜市保健福祉部まとめ)

岐阜市の育児の状況は、3才未満のうち、10人に1人が保育所に通い、3才以上になると、10人中7人弱が幼稚園に、2.5人強が保育所に通っている。

(2) 保育所と幼稚園の違い

区 分	保育所	幼稚園
管轄官庁	厚生労働省	文部科学省
対象児童	0才児から小学校就学前まで	3才児から小学校就学前まで
入所要件	保育に欠けること（共働き等） 岐阜市在住であること（広域入所の場合を除く）	特になし
開所時間	原則として8時間	原則として4時間
保育料等	所得に応じて市が決定し、公私立とも市の収入となる (3才以上の場合、0から3万円程度)	幼稚園ごとに異なる (私立はおおむね3万円程度、市立は1万円程度)
保育及び教育内容	保育所保育指針に基づく保育内容	幼稚園教育要領に基づく教育内容

(岐阜市保健福祉部まとめ)

(3) 保育所の概要

ア. 目的

保育に欠ける児童を、家庭の保護者に代わり一般家庭と同様の保育を行うことを目的とした施設で、入所した施設では、入所した児童の心身の健全な発達をはからなければならない役割がある。

イ. 保育の実施

市町村に義務がある。ただし、保育所を直接、設置・運営する義務があるのではない。

ウ. 保育所の設置

市町村及び施設の設置認可を受けた者が行う。

エ. 保育所の設備と運営

a. 保育所の設備と運営は、国の定める「児童福祉施設最低基準」に適合していなければならない。

「児童福祉施設最低基準」に定められている主な事項

- ・施設の広さ、部屋の種類
- ・職員の配置数
- ・保育内容（保育所保育指針）
- ・保育時間

b. 設置運営の財源は公費とされている。

- ・施設整備費
- ・保育所運営費

オ. 保育料

市町村が定め、公私立ともに市町村の収入となる。

カ. 指導・監督

保育所に対する指導・監督権は、県（中核市を含む）にある。

キ. 保育所数および児童数

(平成12年4月1日現在)

	保育所数	児童数(人)
市立保育所	35	2,880
私立保育所	11	1,282
合計	46	4,162

(岐阜市保健福祉部まとめ)

保育所数に占める市立保育所の割合は76%、児童数では70%を占めている。なお、近隣中核市においては、公立私立の比率はほぼ逆転する。

近隣中核市の保育所数および児童数

(平成12年4月1日現在)

	保育所数					児童数(人)				
	公立		私立		合計 数	公立		私立		合計 児童数
	数	比率	数	比率		児童数	比率	児童数	比率	
静岡市	23	39.0	36	61.0	59	2,794	45.1	3,399	54.9	6,193
浜松市	18	33.3	36	66.7	54	1,575	31.7	3,389	68.3	4,964
金沢市	15	13.4	97	86.6	112	1,366	13.2	9,001	86.8	10,367
豊田市	43	86.0	7	14.0	50	3,933	79.1	1,041	20.9	4,974
豊橋市	5	9.1	50	90.9	55	534	6.8	7,319	93.2	7,853
富山市	44	75.9	14	24.1	58	3,798	67.7	1,814	32.3	5,612
6市平均	24	37.5	40	62.5	64	2,333	35.0	4,327	65.0	6,660

(岐阜市保健福祉部まとめ)

2. 決算の推移

一般会計保育所費の推移

(単位：千円)

区 分	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
報酬	24,568	24,629	24,325	125,503	141,470
給料	1,679,663	1,683,022	1,707,714	1,707,563	1,690,470
職員手当等	1,035,637	1,044,134	1,064,526	1,073,730	992,652
共済費	474,799	460,132	477,563	495,796	500,813
賃金	101,746	130,433	185,654	194,103	258,601
報償費	259	325	231	205	260
旅費	1,283	1,367	1,310	1,183	1,296
需用費	280,520	291,124	303,158	307,775	308,528
(うち賄材料費)	(169,483)	(173,706)	(183,248)	(187,204)	(185,682)
役務費	13,302	16,218	17,141	18,090	19,612
委託料	55,169	46,679	53,951	28,005	28,413
使用料及び賃借料	5,645	6,107	5,304	4,762	4,823
工事請負費	1,834	2,781	7,192	6,616	6,264
原材料費	375	398	45	78	69
公有財産購入費	34,355	80,715	355,260	—	—
備品購入費	26,217	35,860	17,600	18,046	37,662
負担金、補助及び交付金	876,434	941,725	1,009,685	1,136,937	1,259,712
(うち補助金)	(126,466)	(171,361)	(182,329)	(257,681)	(337,755)
(うち措置費交付金)	(748,198)	(768,566)	(824,788)	(—)	(—)
(うち運営費交付金)	(—)	(—)	(—)	(877,256)	(919,887)
公課費	8	—	8	—	—
保育所費	4,611,824	4,765,655	5,230,675	5,118,399	5,250,651

一般会計保育所費の推移における主な変動要因は次のとおりである。

報酬の10年度からの増加は、調理員の配置の見直しを行い、嘱託化したことによるものであり、職員手当等の11年度の減少は、期末勤勉手当と調整手当の支給率が減少したことによる。また、補助金の10年度、11年度の増加は、私立保育所建設補助金の増加によるためである。

なお、平成10年度から保育所入所制度は「措置」から「契約」となり、それにともない措置費交付金は運営費交付金に変更されている。

3. 監査手続実施結果

(1) 収入事務

収入事務について主として以下の視点から、質問および抽出により調定通知書、納入通知書、保育料変更通知書兼納入通知書、保育料未納状況、入所児童世帯所得税額調査票、家族の状況等の確認調査票、公私保育所保育料徴収基準額表（月額）、一時的保育事業利用保育児童集計報告書、延長保育対象児童数出欠一覧表等の関係資料の閲覧および証拠資料との照合を行った結果、現金収納事務処理は適切に行われており、関係帳簿への記載は妥当であった。

- ア. 納入通知書は必要事項をすべて記載して発行されているか。
- イ. 納期限の設定は適切か。
- ウ. 納入通知書発行の遅延しているものはないか。
- エ. 納入通知書によらず口頭その他により収納しているものはないか。
- オ. 納入通知書紛失等による再発行は適正に行われているか。
- カ. 過誤納金の還付手続は適正に行われているか。
- キ. 未収金の管理は適切に行われているか。
- ク. 出納員その他の会計職員以外の者が現金を取り扱っていないか。
- ケ. 領収書の取扱は適正に行われているか。
- コ. 収納金は適切に保管され、遅滞なく指定金融機関へ払い込まれているか。

(2) 支出事務

主な支出について主として以下の視点から、質問および抽出により歳出予算整理簿、支出負担行為書兼支出命令書、出勤表、臨時雇用伺書、超過勤務手当等計算書兼確認書、給与等領収書、岐阜市事務決裁規則、流用及び不用額の説明、費目流用要求書等の関係資料の閲覧および証拠資料との照合を行った結果、支出について適正に処理されていた。また、支出金額の妥当性についても、特に指摘すべき事項はなかった。

- ア. 違法、不当な支出または不経済な支出はないか。
- イ. 支出負担行為は法令その他に違反していないか。
- ウ. 不要不急の購入はないか、その他経費を節減できるものはないか。
- エ. 予算と決算で差額が大きいもので理由が不明又は異常なものはないか。
- オ. 支出決定権限を越えて決済されているものはないか。
- カ. 予算目的に反する支出はないか、予算流用、予備費充用の手続は適正か。

(3) 私立とのコストの比較 (平成11年度)

(単位：千円、%)

	市立保育所		私立保育所	
	金額	比率	金額	比率
国負担金	516,364	13.0	234,972	20.5
市義務負担	516,364	13.0	234,972	20.5
保育料	713,578	18.1	357,233	31.1
保育料軽減	210,313	5.3	92,683	8.1
市超過負担	1,934,821	48.8	194,111	16.9
国補助金	31,406	0.8	33,643	2.9
その他	38,739	1.0	0	0.0
運営費の総額	3,961,585	100.0	1,147,614	100.0
児童数(人)	2,912		1,358	
児童1人あたりの運営費	1,360		845	

(岐阜市保健福祉部まとめ)

・国負担金

国が定める保育の実施を行うために必要となる費用(支弁額)は市が支出するが、そのうち、国の助成がなされる分で、おおよそ支弁額の1/4程度となる。

・市義務負担

支弁額のうち、財源として特定財源がないもので、おおよそ支弁額の1/4程度となる。

・保育料

国が定める徴収基準額(国基準の保育料。おおよそ支弁額の1/2程度)を参考に、市が独自に一部を軽減して定めている保育料をいう。

・保育料軽減

国が定める徴収基準額と、市が独自に一部を軽減して定めている保育料の差をいう。

・市超過負担

実際に保育所の運営のために掛かる経費から、支弁額および国補助金等のその他の収入を差し引いたものをいう。

なお、上記の保育所運営費は、一般会計保育所費のうち臨時的な私立保育所建設補助金等を除いたものである。

児童1人あたりの運営費を比較すると、市立が約136万円に対し、私立は約84万円であり、コストの面では私立の方が効率的といえる。

市立の方が私立よりコストが高くなる要因は、市超過負担が多いことにあり、市超過負担が多い理由は、市立の方が私立に比べて人件費負担が高いことにある。市立の方が私立に比べて人件費負担が高くなるのは、主として、市立は勤続年数に応じて給与も上昇していく年功序列の給与体系のため、途中で退職する者が少なく、定年まで在職する者が多い。このため、私立よりも平均年齢が高くなっていることによる。

(4) 民営化した場合のコスト節減額

全ての市立保育所を民営化すると仮定した場合、平成11年度の児童1人あたり運営費に基づきコスト節減額を試算すると、次のように年間約15億円となる。

$$(1,360千円 - 845千円) \times 2,912人 = 1,499,680千円$$

(5) 私立とのサービスの比較

サービスについて、市立と私立を比較することは容易ではないが、一つの例として特別保育の実施状況をみると、私立の方が特別保育の実施比率が高いことが分かる。

特別保育の実施状況

特別保育の内容	市立保育所		私立保育所	
	保育所数	比率	保育所数	比率
0才児保育	16	45.7	10	90.9
生後57日保育	9	25.7	8	72.7
6時までの保育	24	68.6	11	100.0
7時までの延長保育	2	5.7	8	72.7
一時保育	2	5.7	6	54.5
地域子育て支援センター事業	2	5.7	1	9.1

(岐阜市保健福祉部まとめ)

特別保育の実施状況以外に、質問及び関係資料を閲覧した結果、市立と私立でサービスに大きな格差はないと考えられる。

近隣中核市とのサービスの比較は、次のとおりである。

近隣中核市の特別保育の実施状況

(平成12年4月1日現在)

静岡市	市立保育所 23		私立保育所 36	
	保育所数	比率	保育所数	比率
0才児保育	21	91.3	33	91.7
7時までの延長保育	11	47.8	8	22.2
一時保育	0	0	2	5.6
地域子育て支援センター事業	2	8.7	2	5.6
豊橋市	市立保育所 5		私立保育所 50	
	保育所数	比率	保育所数	比率
0才児保育	3	60.0	37	74.0
7時までの延長保育	3	60.0	14	28.0
一時保育	1	20.0	2	4.0
地域子育て支援センター事業	0	0	1	2.0
金沢市	市立保育所 15		私立保育所 97	
	保育所数	比率	保育所数	比率
0才児保育	13	86.7	95	97.9
7時までの延長保育	15	100.0	95	97.9
一時保育	14	93.3	86	88.7
地域子育て支援センター事業	1	6.7	5	5.2

(岐阜市保健福祉部まとめ)

岐阜市と近隣中核市を比べると、他市の市立保育所の方が特別保育の実施割合が高くサービスが良いといえる。逆に私立保育所は、他市の私立保育所に比べ特別保育の実施割合が高くサービスが良いといえる。

(6) 民営化について

岐阜市は平成14年度から3か年で5か所の市立保育所を民営化していく計画を発表している。上記(3)から(5)の比較によれば、私立保育所は市立保育所にサービス面で劣ることがなく、コスト面で効率的ということであり、民営化した方が岐阜市の財政負担を考えた場合、有効であるといえる。

なお、現状において市立保育所を利用されている保護者の方々から、民営化反対という多くの意見が寄せられていることも事実である。

〔幼稚園〕

1. 概要

(1) 幼稚園の概要

ア. 目的

子供の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしく明るく生き生きとした生活が展開されることをめざす。

イ. 保育の実施

幼稚園教育要領に基づき、園長が教育課程を編成し実施する。

ウ. 幼稚園の設置

学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づいて設置される。

エ. 幼稚園の設備と運営

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づいている。幼稚園の施設及び設備の管理は園長がこれを総括する。

オ. 保育料

市立については、岐阜市立幼稚園保育料徴収条例に基づいて徴収し、市の収入となる。私立については各幼稚園が保育料を定め、各幼稚園の収入となる。

カ. 指導・監督

市立については、岐阜市教育委員会が行う。私立については、岐阜県教育振興課が行う。

キ. 幼稚園数、在園児数、定員数および教職員数（岐阜市内）

（平成12年5月1日現在）

区 分	幼稚園数(園)	在園児数(人)	定員数(人)	教職員数(人)
市立幼稚園	4	443	530	54
私立幼稚園	40	8,187	13,100	684
合 計	44	8,630	13,630	738

（「岐阜市の教育」岐阜市教育委員会より）

2. 決算の推移

一般会計幼稚園費の推移

(単位：千円)

区 分	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
報酬	—	—	—	8,683	11,983
給料	173,806	168,412	180,909	165,946	136,979
職員手当等	108,342	104,595	114,292	103,881	76,885
共済費	46,766	50,666	57,303	53,398	47,120
賃金	10,396	15,950	9,423	15,281	23,450
報償費	214	245	180	330	320
旅費	616	677	634	606	697
需用費	17,217	21,150	21,482	18,398	22,793
役務費	1,444	1,465	1,428	1,418	1,395
委託料	5,572	5,724	5,788	5,832	5,851
使用料及び賃借料	1,043	1,061	991	1,002	1,035
工事請負費	2,605	10,263	4,200	2,835	6,865
原材料費	35	26	19	29	16
備品購入費	2,025	1,395	1,809	1,845	3,250
負担金、補助及び交付金	346	341	334	340	359
幼稚園費	370,435	381,976	398,798	379,829	339,005

一般会計幼稚園費の推移における主な変動要因は次のとおりである。

報酬が10年度から発生したのは、幼稚園の校務員を嘱託化したことによるためであり、給料・職員手当等の11年度の減少は事務職員をアルバイトにしたことによるためである。

3. 監査手続実施結果

(1) 収入事務

幼稚園の収入事務についても保育所と同様の視点から、質問および抽出により歳入予算整理簿、学費等口座振替依頼書、学費口座振替未納のお知らせ、納入済通知書、納入済通知書等集計表等の関係資料の閲覧および証拠資料との照合を行った結果、現金収納事務処理は適切に行われており、関係帳簿への記載は妥当であった。

(2) 支出事務

幼稚園の主な支出についても保育所と同様の視点から、質問および抽出により歳出予算整理簿、支出負担行為書兼支出命令書、出勤表、臨時雇用伺書、超過勤務手当等報告書、物品購入依頼書、岐阜市事務決裁規則、流用及び不用額の説明、費目流用要求書等の関係資料の閲覧および証拠資料との照合を行った結果、支出について適正に処理されていた。また、支出金額の妥当性についても、特に指摘すべき事項はなかった。

(3) 私立とのコスト等の比較

全国私立幼稚園連合会発行の「要覧」V○1. 12（平成11年3月発行）および「要覧」V○1. 13（平成12年3月発行）から平成10年度の私立幼稚園の岐阜県および全国平均のデータを抜粋し、市立と比較した結果は、次のとおりである。

教職員数（平成10年5月1日現在）

（単位：人）

区 分	市 立	私立(岐阜県)	私立(全国平均)
1園あたり園児数	114.2	202.3	169.1
” 教職員数	14.0	14.5	12.5
教職員1人あたり園児数	8.1	14.0	13.5

保育料

（単位：円）

区 分	市 立	私立(岐阜県)	私立(全国平均)
保育料月額	6,900	18,522	17,917

(注) 私立幼稚園は、保育料の他に教材費、施設設備費等のその他の納付金がある。

収支の状況（1園あたり）

（単位：千円）

区 分	市 立	私立(岐阜県)	私立(全国平均)
園児納付金	9,669	51,608	45,302
補助金	—	30,080	23,818
その他	—	21,768	13,274
収入合計	9,669	103,456	82,394
人件費	86,797	59,622	50,089
その他	8,159	32,478	25,473
支出合計	94,957	92,100	75,562
収支差額	△ 85,288	11,356	6,832

(注) 収支の状況は、市立との比較のために「要覧」から要約記載してあるので、収支差額は「学校法人会計基準」(昭和46年文部省令第18号)による収支差額ではない。また、人件費には退職給与引当金繰入額、その他には減価償却費が含まれているので、市立との正確な比較はできないが、概略の比較は可能であると思われる。

園児1人あたり教職員人件費

（単位：円）

区 分	市 立	私立(岐阜県)	私立(全国平均)
園児1人あたり教職員人件費月額	63,336	24,560	24,684

人件費の保育料に対する割合

（単位：％）

区 分	市 立	私立(岐阜県)	私立(全国平均)
人件費の保育料に対する割合	917.9	132.5	137.7

以上のデータ比較の結果、保育料および人件費において、市立と私立ではかなりの格差が生じていることが明らかである。

(4) 他市とのコストの比較

園児1人あたり一般会計負担額（平成10年度）
（単位：円）

岐阜市	727,403
静岡市	773,507
浜松市	870,212
豊田市	568,444
富山市	825,102
5市平均	752,933

（「他都市照会資料」岐阜市教育委員会より）

園児1人あたりの一般会計負担額について近隣中核市と比べると、岐阜市はほぼ平均的な水準である。なお、金沢市、豊橋市は市立の幼稚園を設置していない。

(5) 園児数の減少

園児数の推移

（単位：人）

区 分	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
市立幼稚園	532	520	489	469	457
私立幼稚園	8,536	8,247	8,261	8,256	8,196

（「岐阜市の教育」岐阜市教育委員会より）

私立幼稚園の定員充足率（園児数÷定員数）

（単位：人、％）

区 分	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
定員数	13,080	13,080	13,080	13,015	13,100
定員充足率	65.2	63.0	63.1	63.4	62.5

（「岐阜市の教育」岐阜市教育委員会より）

市内の私立幼稚園の定員充足率は、少子化の影響により63%前後と定員割れになっている。

市立幼稚園のなかには、就学前児童の増加に対応して、私立の不足を補う目的で設立された園もあり、私立幼稚園の定員割れの状況からすれば、その意味での市立幼稚園の役割は終わったともいえる。

(6) 市立幼稚園の独自性

「ことばの教室」の展開

ことばの教室は、岐阜市の4歳以上の言語障害幼児が、週に1回、在籍園（所）等から市立幼稚園に通い、80分間の障害に応じた個別指導を受けている。

ア. 市立幼稚園ことばの教室通級幼児数（平成11年度）

(単位：人)

3歳児※	4歳児	5歳児	合計
2	73	79	154

※市立幼稚園在園の3歳児はことばの教室の通級対象者となる。

イ. 主な障害の種別（平成11年度）

(単位：人)

発音の障害	ことばの発達の遅れ	情緒的な障害	合計
39	75	40	154

ウ. 在籍園（所）等の内訳（平成11年度）

(単位：人)

私立幼稚園	保育所	自園	その他	合計
49	62	32	11	154

(岐阜市教育委員会まとめ)

(7) 市立幼稚園のあり方について

市立幼稚園4園を5年後（平成17年度末）を目途に2園に集約していく統廃合計画がある。

この計画は、次のような現状からの判断によるものであり、市の財政負担を軽減し、行政の効率化を図っていくうえで妥当な考え方であると思われる。

ア. 市立幼稚園の園児数が、岐阜市内の全幼稚園児の約5%にすぎない。（11頁

(1) キの在園児数参照)

イ. 園児数の減少によって、私立幼稚園が定員割れの状況にある。（15頁(5)

園児数の減少の私立幼稚園の定員充足率参照)

ウ. 保育料等の他、市立と私立との格差の問題がある。（13頁(3) 私立とのコスト等の比較参照)

エ. (6) 市立幼稚園の独自性に記載したような、私立幼稚園での対応が難しく、市立幼稚園でしか担えない役割もあるので、4園の廃園ではなく2園に集約していく。

[学校給食]

1. 概要

(1) 岐阜市の学校給食の現状（平成12年5月1日現在）

ア. 対象

市内小学校48校・中学校22校（組合立境川中学校を含む）
幼稚園4園・養護学校2校（小中学部・高等部）

イ. 給食回数（基準日数）

198回／1年

ウ. 給食費

小学校 4,110円／月

中学校 4,910円／月

幼稚園 3,720円・3,100円／月

エ. 調理員および栄養職員

調理員 直営方式（正規193人・嘱託133人）

栄養職員 県費34人・市費嘱託1人（幼稚園担当）

オ. 給食物資

財団法人岐阜市学校給食会を通じて購入
物資調達委員会（味・色・価格・衛生面等）で決定
2年に1回取引業者を公募・入札

(2) 財団法人岐阜市学校給食会

ア. 事業の概要

- a. 学校給食の共同献立作成
- b. 食事内容の充実
- c. 学校給食物資の一括共同購入
- d. 給食費の徴収および支払
- e. 調査研究と普及奨励

イ. 財団法人岐阜市学校給食会の決算の推移

a. 収支計算書の要約

(単位：千円)

科 目	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
給食費収入	1,776,015	1,734,163	1,704,218	1,744,189	1,701,019
補助金収入	9,800	9,800	9,800	9,800	9,800
雑収入	3,815	1,269	722	880	985
借入金収入	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
収入合計	1,809,630	1,765,233	1,734,741	1,774,870	1,731,804
物資購入費支出	1,750,600	1,710,249	1,678,084	1,716,894	1,674,042
職員給与・諸手当支出	25,263	25,056	26,868	26,949	26,312
その他経費支出	10,729	9,271	9,117	10,079	10,539
退職積立支出	2,950	600	600	1,000	1,000
借入金返済支出	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
支出合計	1,809,544	1,765,177	1,734,670	1,774,922	1,731,894
収支差額	86	56	70	△52	△89
前年度繰越	12	99	155	225	173
次年度繰越	99	155	225	173	83

b. 貸借対照表の要約

(単位：千円)

科 目	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
流動資産	140,630	119,136	140,163	139,949	137,768
有形固定資産	506	383	330	288	255
無形固定資産	224	224	224	224	224
投資等	10	10	10	2,420	2,420
資産合計	141,372	119,754	140,728	142,882	140,668
流動負債	137,314	114,413	134,140	134,388	131,568
固定負債	1,032	2,390	3,180	3,096	3,115
負債合計	138,347	116,803	137,320	137,485	134,683
基本財産	2,420	2,420	2,420	2,420	2,420
剰余金	604	531	988	2,977	3,564
基本財産等合計	3,024	2,951	3,408	5,397	5,984
負債基本財産等合計	141,372	119,754	140,728	142,882	140,668

財団法人岐阜市学校給食会の決算の推移および科目等の内容は、次のとおりである。

学校給食会は公益法人であり、毎年度の収支差額にみられるように収支均衡するような運営が行われている。

給食費収入は各学校からの給食費の収入、補助金収入は岐阜市からの運営費補助金、借入金収入および返済支出は年度当初の資金繰りのための岐阜市からの借入および返済、物資購入費支出は給食物資納入業者に対する支払である。

流動資産と流動負債が多額となっているが、3月分の物資購入費支出の支払が4月に行われるため決算で未払金に計上されることによるものである。

以上のように、収支および財産とも適正な状態にある。

2. 監査手続実施結果

(1) 支出事務

学校給食物資以外は、一般会計の保健体育総務費で支出されている。そのうち、主として嘱託職員人件費支出について、質問および抽出により歳出予算整理簿、給与等領収書、臨時雇用職員単価表、岐阜市職員の特殊勤務手当に関する規則等の関係資料の閲覧および証拠資料との照合を行った結果、支出について適正に処理されていた。

(2) 運営コストの比較

(単位：千円)

区 分	現 行	全嘱託	全委託
正規調理員数 (人)	197	—	—
嘱託調理員数 (人)	137	334	—
栄養士県費・市費(人)	35・1	35・37	35・37
調理員人件費	1,992,278	869,220	—
嘱託栄養士人件費	2,700	99,900	99,900
その他の費用	18,841	18,841	3,582
食数 (千食)	7,320	7,320	7,320
1食あたりの費用(円)	275	135	140~196

(岐阜市教育委員会学校保健課まとめ)

平成11年度の数値をベースにして給食物資を除くコスト比較をしてみると、表から分かるようにコスト格差の要因は調理員の人件費にある。

なお、全委託については、委託料が不明であるため、委託に切り替えている類似4市(堺市、船橋市、宇都宮市、松戸市)の委託料を参考にし、全委託後も負担することになる栄養士職員人件費等を考慮して1食あたりの費用の見積り計算をしてある。

給食センター方式のコストと比較するため、他都市の一例として小牧市北部学校給食センターの実績（10年度）をみると、次のとおりである。

・建物・設備費	13億円（平成10年4月開設）
・配送校	8校
・調理員	正規21人・臨時5人
・調理能力 （食数）	8,000食 （4,992食）
・1食あたりの費用（給食物資を除く）	
	小学校 230円
	中学校 265円

（3）サービスの比較

学校給食において最も留意しなければならないサービスは、教育の一環としての学校給食と安全な学校給食を提供することであるとすれば、現状の岐阜市の学校給食を見る限り直営の方が望ましいと判断される。ただし、安全衛生管理を確保するには、人的資質と施設充実を兼ね備えた「センター方式」が最善といわれており、今後の検討課題となっている。

（4）民間委託、嘱託のプラス面

- ・人件費コストを削減することができる。
 - ・人事管理、調理関係事務の軽減が図れる。
 - ・教師の給食に対する事務負担が少なくなる。
 - ・受託側の調理ノウハウを吸収することができる。
 - ・衛生管理や設備改善に迅速に対応できる。
 - ・民間活力の導入により地域経済の活性化にも効果がある。
- （「公立と民間とのコストとサービス比較」地方自治経営学会より）

(5) 学校給食のあり方について

学校給食方式を比較すると、次のとおりであり、いずれの方式も一長一短である。

		<u>コスト</u>	<u>安全</u>
ア. 単独校調理方式	直営方式（現行）	×	○
イ. 単独校調理方式	直営嘱託方式	○	○
ウ. 単独校調理方式	民間方式	○	△
エ. 給食センター	直営方式	△	○
オ. 給食センター	民間方式	○	△

なお、「岐阜市の学校給食のあり方について（答申）」が平成10年10月に岐阜市学校給食審議会から岐阜市教育委員会に提出されている。答申では、

- ア. 学校給食のあり方に関する事
- イ. 食中毒再発防止に関する事
- ウ. 管理体制に関する事
- エ. その他学校給食に関する事項

についての検討が行われ、センター方式・単独校方式、そして民間委託についても意見が交わされたが、総合的に判断して「ドライシステムの給食センター方式」が適当との結論に至り、将来的には、民間活力の導入も視野に入れ、安全で効率的な学校給食の提供に努めるよう検討すべきであるとの記載がなされている。

第3 利害関係

包括外部監査の対象とした事件（テーマ）につき、私は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

平成13年2月20日

包括外部監査の結果に関する報告に添えて提出する意見

〔保育所〕

1. 保育料滞納者の保育料収入事務について

保育料の収納については、口座振替または振込によって行われるため保育所職員が現金を扱うことは原則として行わないことになっている。ただし、保育料の延滞の場合については、市立保育所所長が保育料の銀行納付について便宜を図っている事例が見受けられた。市立保育所においては、直接保育所で収納できる方策を検討されてはどうか。

〔幼稚園〕

1. 各幼稚園の月末人数の把握について

教育委員会は以下の理由から各幼稚園の月末園児数を把握しきれていないが、保育料等の徴収管理上、把握する必要があるのではないか。人数の把握が容易になるような手続の検討、各書類の提出の徹底を図ることが必要と考える。

ア. 入園及び退（休）園の把握責任は各園長にあり、教育委員会は各園長から提出される入園申請書及び休（退）園届で報告を受けるのみである。

イ. 月ごとに園児数が増減しているが入園申請書または休（退）園届が提出されていないことがある。

ウ. 中途入園及び中途退園した場合の園児数の報告が各幼稚園によって異なっている。

2. 物品購入依頼書の押印について

物品購入依頼書を閲覧した結果、園長印の無いものが見受けられたので留意していただきたい。

[学校給食]

1. 嘱託職員の人件費の妥当性について

嘱託職員の報酬は月給制（11年度149,200円）となっており、夏休みでほとんど勤務日数がない8月も同額支給となっている。8月も同額支給するにあたり、次のように積算されている。統一要綱嘱託における1日の勤務時間は5時間45分であるが、実際には6時間45分勤務して、1日当たり1時間プールし、8月分に充当するように計算されている。平成11年度における退職者はいないが8月末で退職した場合、各種規程との問題はないと思うが、計算根拠との関係では検討が必要と思われる。

2. 共済費支出について

共済費として労災保険料と雇用保険料の事業主負担分が支出されている。保健体育総務費に計上されている労災保険料の対象金額と雇用保険料の対象金額を比較した結果、以下のような相違があった。アルバイトに対して支払われている賃金は、労災保険の対象であるのに対して、雇用保険の対象にはならないなど対象範囲の相違も一つの要因であるが、保健体育総務費の労災保険料対象額に、本来であれば保健体育総務費でなく、小学校管理費、青少年育成費等で計算すべき労災保険料対象金額が含まれていることも要因となっている。本来的には、小学校管理費等の予算支出項目に合わせて労災保険料を負担させるべきであるが、事務コストとの兼ね合いも考慮し検討が必要と思われる。

区 分	労災保険対象額	雇用保険対象額
11年度確定	542,184千円	326,186千円
対象人員	537名	140名

3. 財団法人岐阜市学校給食会の会計について

財団法人岐阜市学校給食会の事業は、法人税法上の収益事業に該当するため、収支計算書をベースに別途、法人税申告のための損益計算書と貸借対照表が作成されている。

法人税申告にあたっては、減価償却費の計上、賞与引当金および退職給与引当金の計上等の処理が行われており、貸借対照表は、法人税申告のために作成されている貸借対照表であるため、収支計算書の次年度繰越と貸借対照表の剰余金は一致していない。

岐阜市学校給食会は財団法人につき、公益法人会計基準に基づく計算書類を作成して理事会承認を受け、それに基づき法人税申告を行う必要があるのではないかと。

4. 学校給食のあり方について、例えば次のようなことも考えられる。

ア. 旧市内の学校について

給食室を、2校に1校程度とし、その1校の給食室を改修し、残りの1校に配送する。

a. 栄養士を置き、調理員を嘱託化する。

b. 栄養士を置き、業務を信頼できる民間に委託する。

学校管理・運営への影響また安全面、コスト面等検討しながら最善の方法を選択する。

イ. 市南部の学校について

市南部は、給食センター建築可能な土地を保有しており、交通事情も比較的良いので、給食センター方式で、かつ委託をする。当初は市が指導し、委託する民間企業を育成していく。なお、建築コストについては、別途検討する必要がある。

ウ. その他の地域の学校について

その他の地域は、給食センター建築可能な土地を現状では保有しておらず、給食センター建築にコストがかかるので、上記アの方式（改修方法、経費の検討をする必要がある）によることになろう。

以上

